# 公　　示

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式という。」を実施するので、下記のとおり公示する。

令和 3 年 11 月 10 日

釧路北部地域雇用創造協議会　会長　徳永　哲雄

**1. 公募型プロポーザル方式に付する事項**

（1）業務名

標茶企業図鑑（仮称）作成業務（令和 3 年度業務）

（2）業務概要

本業務は、令和 3 年度に釧路北部地域雇用創造協議会として採択された、厚生労働省受託事業「地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」）」を円滑に推進するため、令和 3 年度から令和 5 年度までの期間、釧路北部地域（以下「地域」）の共通課題である、地域や地域内企業のイメージ・認知度向上を図るため、標茶町内の企業のプロフィール。就労環境、魅力などを紹介する「標茶企業図鑑（仮称）」を作成し、ＵＩターン就労希望者や移住希望者への情報提供、公共施設への据置、Ｕターンを見据えた若年層や父兄への啓発、協議会ホームページを通じた情報発信などに活用し、活性化事業の事業目標達成に寄与することを目的とする。

（3）業務期間

令和 3 年度業務は、契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

令和 4 年度業務は令和 4 年度に別途契約を行った上、その日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

令和 5 年度業務は令和 5 年度に別途契約を行った上、その日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

**2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格**

公募型プロポーザル方式に参加する業者は、下記に示す一定の条件を満たし、社会的信用及び実績を有するものであること。

（1）標茶町において、直近の競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。（または書面により類似の実績を有する証明をすること。）

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく再生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(4) 本町から指名停止処分を受けている者でないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(6) 弟子屈町暴力団排除条例（平成 24 年 9 月条例第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当しないこと。

(7) 業務を実施する事業所において、過去 5 年以内に同業務または類似業務について地方公共団体もしくは地方公共団体から指定を受けた団体等から元請として契約した実績があること。

**3. 担当部署**

釧路北部地域雇用創造協議会事務局（弟子屈町観光商工課商工振興係）

〒088-3292　弟子屈町中央 2 丁目 3 番 1 号

電話　015-482-2940

FAX　015-482-5669

Email: masyuko1@masyuko.or.jp

**4　参加表明書の提出等**

(1) 公募型プロポーザル方式に参加する者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア　提出書類　参加表明書（別記様式第 1 号）

イ　提出先　「3　担当部署」に同じ

ウ　提出期限　令和 3 年 11 月 16 日（火）午後 5 時まで

※持参による受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

エ　提出方法　持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出する期限内に提出先に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「3　担当部署」において公示の日から配布する。また、弟子屈町役場公式ホームページにも掲載する。

(3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することはできない。

(4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行い、確認結果を別途通知する。

## 5　企画提案書の提出等

(1)「4. 参加表明書の提出等 (4)」の参加の確認により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア　提出書類

①企画提案書

※様式は問わないが、原則としてA4 版とする（図面などをA3 番で折り込むことは可能)。また、下記（2）に示す事項を記載のこと。

②その他必要な書類

当該事業と同様の事業実績が分かるものや見本紙等。

イ　提出先　「3　担当部署」と同じ

ウ　提出方法　持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出する期限内に提出先に必着のこと。

エ　提出期間

令和 3 年 11 月 10 日（水）から令和 3 年 11 月 18 日（木）午後 5 時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出された企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査（以下「審査」という。）を行う。なお、審査の日時は、11 月 19 日（金）とする。

(3) 審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

## 6. 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準審査方法により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

## 7. 契約の締結

選定結果に基づき、標茶企業図鑑（仮称）作成業務公募型プロポーザル選考委員会が選定した受託候補者と協議し、契約を締結する。

## 8.　その他

(1) 受託候補者を選定したときは、受託候補者及び評価点数を公表するものとする。

(2) 書類提出にあたっての留意事項

ア　提出書類についての作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ　書類等の追加・修正は原則として行わない。

エ　提出された書類の返却は行わない。

（3）詳細は、別紙「標茶企業図鑑（仮称）作成業務公募型プロポーザル方式実施説明書」による。